

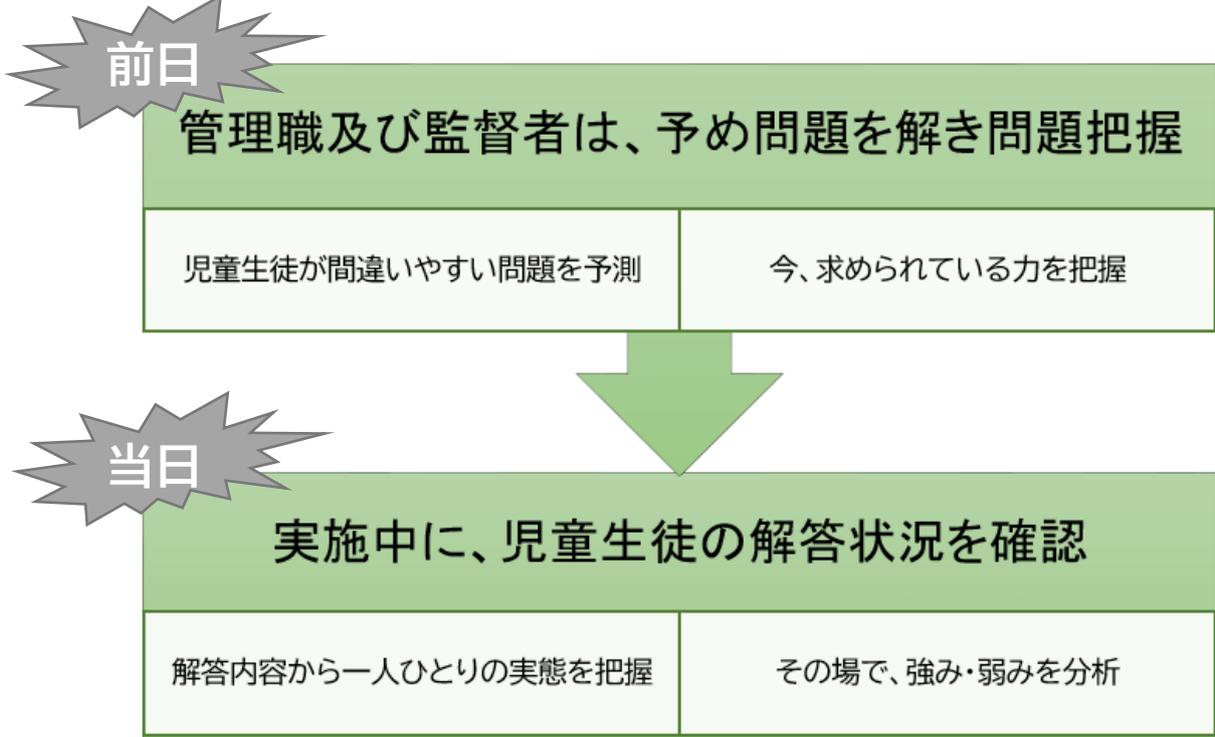
令和6年5月 校長会資料

1	令和6年度 学力×ICTに係る取組について……………	1
2	不登校児童・生徒への支援の充実について……………	6
3	多文化共生教育の充実に向けた取組について……………	8
4	居所不明が疑われる児童生徒への対応について……………	10
5	「危険箇所点検」の実施について……………	11
6	防災行政無線を活用した不審者対応について……………	12
7	令和6年度「鈴鹿市人権に関する作文」の募集について……………	15
8	令和6年度「鈴鹿市人権問題啓発ポスター」の募集について……………	17
9	学校(施設)被害事故報告について……………	19
10	通学路変更届について……………	20
11	学校における働き方改革について……………	22
12	児童生徒数の正確な把握について……………	32
13	令和6年度 産業医担当分担体制について……………	33

鈴 鹿 市 教 育 委 員 会

令和6年度 学力×ICTに係る取組について

1 全国学力・学習状況調査の効果的な取組（好事例）について



2 調査問題の全体的な傾向や特徴について

5

こうたさんは、桜の開花日について興味をもちました。桜の開花日は、各地で基準となっている桜の木で5～6輪以上の花が開いた状態となった最初の日のことです。

(1) 全国各地の観測地のデータを調べたところ、地域によって桜の開花日がちがうことがわかりました。

下の円グラフは、2023年の開花日について、月別に整理し、その割合を表したものです。

開花日の月別の割合（2023年）

「4月」の割合は、全体の何%ですか。答えを書きましょう。

(2) こうたさんは、同じ地域に住んでいるよしださんと、桜の開花日が何月だったかについて話しています。

よしださん

私たちの住んでいるC市では、最近では、開花日が3月であることが多いと感じています。しかし、私が子どもだった1960年代は、開花日が4月であることが多かったと思います。

1960年代とは、1960年から1969年までの10年間のことです。こうたさんは、よしださんのお話を聞いて、1960年代では、3月と4月のどちらで開花日が多かったかについて、興味をもちました。

そこで、1960年代の開花日について、インターネットで調べ、右の表に整理しました。

右の表をもとにして、1960年代のC市では、開花日が3月だった年と4月だった年が、それぞれ何回あったかについて、下の表にまどめます。

C市の開花日の月別の回数（1960年代）

開花日の月	回数（回）
3月	㊦
4月	㊧

上の表の中の㊦、㊧にあてはまる数を書きましょう。

小学校 算数

調査問題には「今、求められている力」が明確に反映されている

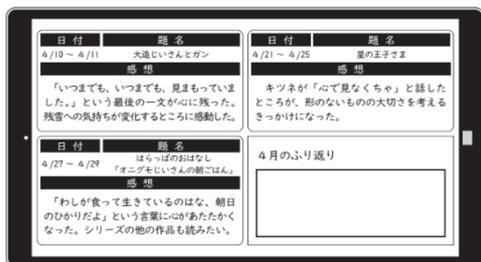
- ・どの教科においても文章量が非常に多い
- ・文章に加えて、図や表やグラフなど、複数の情報を関連付けて思考し、考えを表現するような問題が多く出題されている
- ・協働学習を通して、深い学びにつなげる場面が多く設定されている
- ・ICT 機器の活用が前提となっている問題が多く出題されている

【国語】

(1) 本調査で初めて取りあげられた指導事項に関する設問

大問3 設問四 ※読書の記録の空欄に入る内容として適切なものを選択する。

【原さんの読書の記録】



第5学年・第6学年〔知識及び技能〕(3)
我が国の言語文化に関する指導事項
「オ 日常的に読書に親しみ、読書が、自分の考えを広げることに役立つことに気付くこと。」

(2) 出題の趣旨

日常的に読書に親しみ、読書が、自分の考えを広げることに役立つことに気付くことができるかどうかをみる。

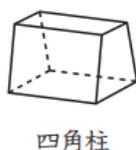
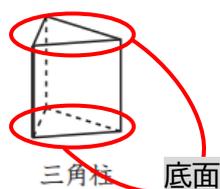
(3) 授業改善の視点

日常的に読書に親しみ、読書が自分の考えを広げることに役立つことに気付くためには、本などの中の言葉から自分を支える言葉を見付けたり、今までになかった考えを発見したりすることなどによって、読書の意義をより強く実感できるようにすることが大切である。「読むこと」の学習が、日常的な読書活動に結び付くように工夫していく。

【算数】

(1) 例年課題(図形領域)となっている設問

大問3 設問(4) ※五角柱の底面と側面の数について記述する。



<参考:令和3年度調査>



直角三角形の面積を求める式と答えを書く。
平均正答率:55.1%(全国) 47.8%(市)

(2) 出題の趣旨

角柱の底面や側面に着目し、五角柱の面の数とその理由を言葉と数を用いて記述できるかどうかをみる。

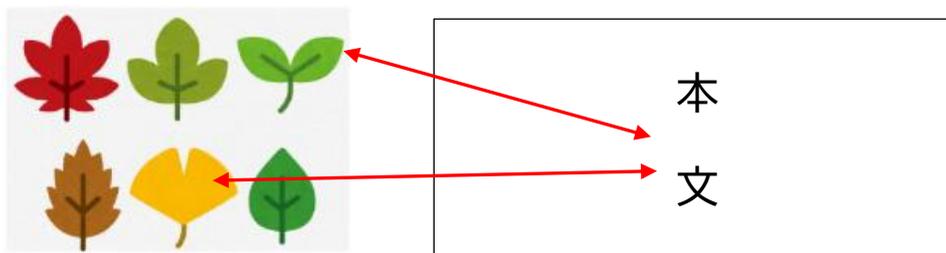
(3) 授業改善の視点

角柱の底面とは、向かい合う合同な面であることをおさえた上で、図の中にどのように五角柱が置かれたとしても、底面と側面を見いだすという活動を取り入れていく。

【国語】

(1) 読解力及び情報活用能力が重視されている設問

大問2 設問一 ※本文中の図の役割を説明したものとして適切なものを選択する。



(2) 出題の趣旨

文章と図とを結び付け、その関係を踏まえて内容を解釈することができるかどうかをみる。

(3) 授業改善の視点

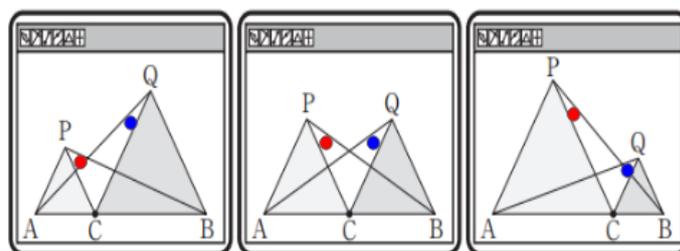
資料や図にはどのような効果があるのかについて考えさせたり、実際に資料を用いた文章を書かせたりすることで、児童生徒にその有用性を実感させていく。また、国語科だけでなく、国語科で培った力を、他教科の学習場面でも積極的に取り入れていく。

【数学】

(1) ICT の活用を前提としている設問

大問9 設問(2)

※点 C を線分 AB 上にとり、線分 AB について同じ側に正三角形 PAC と QCB をつくる時、 $\angle AQC$ と $\angle BPC$ の大きさについていえることの説明として正しいものを選ぶ。



(2) 出題の趣旨

事象を角の大きさに着目して観察し、問題解決の過程や結果を振り返り、新たな性質を見いだすことができるかどうかをみる。

(3) 授業改善の視点

普段の授業においても、教科書にある二次元コードを読み込み、生徒一人ひとりが端末を活用して、思考を深める学習場面を設定し、その際にできる図形を確認しながら、式や答えを考え、自分の考えを導く活動を取り入れていく。

【児童生徒質問紙(抜粋)】

授業改善に係る項目(主体性、学びのアウトプット、端末活用による協働的な学び)

- ICT 機器を活用することで、自分のペースで理解しながら学習を進めることができる(新規)
- 授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた
- 授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していましたか
- 授業では、各教科などで学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめる活動を行っていた
- ICT 機器を活用することで、自分の考えや意見を分かりやすく伝えることができる(新規)
- ICT 機器を活用することで、友達と考えを共有したり比べたりしやすくなる(新規)
- ICT 機器を活用することで、友達と協力しながら学習を進めることができる(新規)
- 総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいる ※主体性&学びのアウトプット

非認知能力に係る項目(やりぬく力、自制心、自己肯定感、社会性)

- 将来の夢や目標を持っている
- 分からないことや詳しく知りたいことがあったときに、自分で学び方を考え、工夫することはできていますか(新規)
- 携帯電話・スマートフォンやコンピュータの使い方について、家の人と約束したことを守っていますか(新規) ※自制心&社会性
- 自分には、よいところがあると思う
- 先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思う
- 人が困っているときは、進んで助けている
- いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う
- 地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う

家庭学習、読書、教育 DX に係る項目

- 学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか(学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含まれます)
- 土曜日や日曜日など学校が休みの日に、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか(学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含まれます)
- あなたの家には、およそどれくらいの本がありますか(雑誌、新聞、教科書は除きます)
- 新聞を読んでいますか
- 5年生までに(1、2年生のときに)受けた授業で、PC・タブレットなどの ICT 機器を、どの程度使用しましたか

【令和6年度 学力×ICT教育推進目標】

子どもの主体性を重視した学びの変容と校務DX化

① 子どもの主体性を重視した学びの変容

子どもたちが多様化する中で紙ベースの一斉授業だけでは限界



多様な子どもたちに対してICTも活用し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実

★資質・能力の育成

② 校務DX化

- ・各校の実態に応じたデジタルによる校務の効率化（校務DX化チェックリストの活用）
- ・ICTシェアサイト内にある「働き方改革コーナー」と「デジタル教材バンク」の活用

【参照】 Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ 2022年 総合科学技術・イノベーション会議

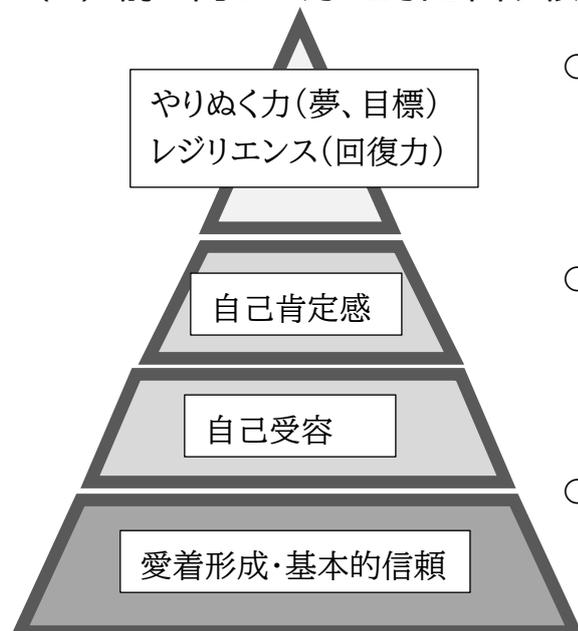
不登校児童・生徒への支援の充実について

1、“学級づくり・関係づくり”の充実で不登校の予防を！

(1)落ち着いた安心できる学級づくりが重要！

- 5月下旬から6月にかけて学級の荒れが顕在化したり、いじめ問題が増加したりすることがある。教師からの指導や注意が増え、悪循環になることもある。
- 学級の仕組みやルールが確立されず、騒がしい状態が継続されると、支援や配慮が必要な子どもたちの“声”がキャッチできないことにつながる。
- 子どもたちが“大切にされている”、“楽しい”、“安心できる”と感じる学級になっているか、5月段階で点検・見直しを行うことも必要である。

(2)“前に向かう力”を引き出す根っこには、愛着形成が必要！



- 不登校の子どもたちの中には、「～したい」「こうすべき」と思い描く姿と現実の姿・状態に少なからずズレがある場合、悩んだり自分を責めたりすることがある。
- 不安や葛藤、自責感、孤独感、恥ずかしさ等を乗り越えていけるのは、その子が自己のありようを受容し自己肯定感(自尊感情)を高めていく中で実現できることが多い。
- 自己のありようを受容する(自己受容する)根っこには、まわりの特定の人との愛着形成(アタッチメント)が必要となる。

(3)不登校支援は、まずアセスメント(見立て)が必要！

- 「とりあえず放課後登校をすすめてみる」、「保健室なら来られる？」といった発想になりがち。しかし、支援の具体策を考える前にアセスメントすることが必要。
- (ミニ)ケース会議で、アセスメントを行う。担任まかせにしない。
 - ・「学校の敷地に入るときに強い拒否感を示している。登校を促すのではなく、まずこの子の思いをていねいに聴いてあげることが必要かもしれない」
 - ・「登校ではなく医療につなげることが必要かもしれない」
 - ・「この子に今必要なことは、夜10時までに寝て、朝6時半ごろ起きるという生活習慣の改善かもしれない」

2、“早寝早起き朝ごはん”の取組で不登校の予防を！

(1)睡眠は、“心の疲れ、体の疲れ”を取り除く働きがある

○睡眠の少なさが不登校の要因の一つになっているという報告がある。

・寝る時間、起きる時間、食事の時間を毎日ほぼ同じ時刻にすることが大切。睡眠のリズム、食事のリズムが、心の安定を生みレジリエンスを高める。

○理想的な睡眠時間の目安は、“10・9・8” *個人差あり

小学校：低学年＝9～10時間 高学年＝9時間 中学生：8時間

○睡眠は、体や脳を成長させる働きがある。

・脳には記憶を司る海馬という“知識の工場”がある。睡眠中に活性化し、昼間学習したこと、経験したことを知識として蓄積する働きがある。

・睡眠が不足している子どもたちは、不足していない子どもたちに比べ海馬が小さいことが知られている

※睡眠不足気味の子どもは、睡眠が足りている子どもに比べ、
「メンタルヘルスに問題が出やすい」
「問題行動が多くなりやすい」
「認知能力が低くなりがち」等の傾向がある

(2)食事は体をつくり、意欲・集中力を高める働きがある

○特に朝食が大切。心を安定させ、意欲・集中力を生み出す脳内ホルモンのセロトニンは、バランスよく朝食をとることにつくられる。セロトニンは、夜、睡眠ホルモンのメラトニンに変わる。

○甘いもの(砂糖、加糖飲料等)を過剰に摂取することで、うつ病等メンタル疾患が引き起こされることが明らかになっている。

(3)睡眠や食生活の重要性を様々な取組・啓発が必要

[授業]保健体育科、家庭科の授業や総合的な学習の中で・・・

[たより]学校だより、学年だよりで

[委員会活動]保健委員会、放送委員会の取組の中で・・・

[PTA 活動]家庭教育学級等で

[各種会議]学校運営協議会、学校保健委員会の中で・・・

多文化共生教育の充実に向けた取組について

1. 多文化共生教育の必要性

- ・外国人児童生徒等のアイデンティティの形成→さまざまなルーツをもつ自分に自信や誇りをもてるように
- ・多様な文化に触れあう→国際社会に生きる人間として望ましい能力や態度を育成
- ・キャリア教育の一環として→自分のロールモデルになるような人と出会う
- 学校において、日本人を含む全ての児童生徒が、多様な言語や文化、価値観について理解し、互いを尊重しながら学び合い、異文化理解や多文化共生の考え方が根付くような取組を進めることが重要。
- 外国人児童生徒等の在籍状況にかかわらず、全校での取組をお願いしたい。

2. 鈴鹿市での取組と先生方が思う課題や悩み

<取組事例>

- ①道徳や人権の授業で多文化共生にかかわる教材を扱う
- ②調べ学習をさせる
- ③出前講座を依頼する
- ④いろいろな国のあいさつを朝の会などで取り入れる



取り組んでみて先生方が感じている課題や悩み

- ▲調べ学習をしたが、調べたことから次の学びへつなげていくことが難しい。
- ▲ゲストティーチャーと交流し、思いを聞かせてもらうことはできたが、その思いをうけて「自分ならどんなことができるか」などを考えることは難しい。
- ▲多文化共生教育の学習が単発の授業になってしまうことがある。

3. 多文化共生教育を行う上で大切な視点

①日常の取組にする

さまざまな場面でいろいろな国の文化や考え方に触れることが大切。教科との学習と関連付けて学習をすると、さまざまな学習場で多文化共生教育を行うことができる。単発的な授業ではなく、日々の教科学習や仲間づくりにつながるような取組をお願いしたい。

<実践例>

1年 生活「昔のあそび」

昔のあそびを体験するとともに、世界のあそびも体験してみる。

2年 道徳「おせちのひみつ」

クラスの外国人児童等に1月1日に食べるものなどを聞いてみる。

3年 国語「すがたをかえる大豆」

日本以外の大豆料理・大豆をつかった調味料などを知る。

5年 社会「米作り」

自分たちが作った米の試食とともに、タイ米と比べたり食べたりしてみる。

②系統的な取組にする

学年間で学びがつながるような取組にすることが大切。

<例>小学校の例

低学年・・・人(クラスのなかま、国際教室の先生、保護者、地域の方、ALT など)にたくさん出会う、
関わる

例:国際教室ではどんな勉強をするか知ろう・ALTの先生とあそぼう など

中学年・・・日本の文化、他国の文化を知る

例:じぶんの町の学習をすることで、地域で生活する外国の人々がどのように生活をして
いるかを知り、みんなが住みやすい町を考える。

校区にある外国語の看板や、多国籍のお店を通して地域に住んでいる外国の人々について知る。

高学年・・・社会の課題などを知り、行動する

例:鈴鹿市の多文化共生に向けた取組を知り、自分たちができることを考える。

市内に生活する外国の人たちの思い、外国の人たちを支えている人たちの思いを知り、自分たちができることを考える。

③外国人児童生徒等が輝ける取組にする

多文化共生教育の取組をする際に、クラスの外国人児童生徒が活躍できる場、クラスの外国人児童生徒のこゝろを知ることができる時間にする。

<例>

- ・国際教室ではどんな勉強をしているかを知る際に、実際にクラスの外国人児童生徒が学習している様子を動画にして見せる。
- ・クラスの外国人児童生徒が日本語を一生懸命勉強している理由を、その子が書いた作文を通して知る。
- ・世界のお米料理を調べる際に、クラスの外国人児童生徒が紹介をする。
- ・多言語版の案内を作る際に、クラスの外国人児童生徒が言葉を紹介する。

④キャリア教育の視点を入れた取組にする

児童生徒にとってロールモデルとなるような方と出会わせることが大切。

<例>

外国人教育指導助手やALT、市役所、国際交流協会で働く方や、高校や大学に通っている生徒など

4. 多文化共生教育の実践例

Chromebook「鈴鹿市教育委員会事務局特設サイト」内の「日本語教育サイト」に令和3年度～令和5年度の多文化共生教育実践 EXPO の実践集、各校の取組を掲載しています。また、本年度の貴校の取組についてもご提供いたしますよう、よろしくお願いいたします。

居所不明が疑われる児童生徒への対応について

欠席時の対応（※ 原則として対面で安全を確認する）

【連続欠席3日（目安）】

連続欠席等が3日間になった場合、担任・養護教諭等が連絡を取り合い、管理職へ報告する。また、家庭訪問を行う。

【連続欠席7日】

連続欠席が7日間になり、正当な事由（病気や事故、一時帰国等）がなく、保護者と連絡が取れない場合、あるいは、家庭訪問をしても本人に会えない場合、管理職は速やかに教育支援課へ報告する。

【連続欠席1ヶ月以上】

正当な事由（病気や事故、一時帰国等）がなく、連続欠席が1か月以上にわたり、児童生徒の安否確認ができていない場合、速やかに教育支援課に報告する。また、長期欠席児童生徒在籍状況調査の備考欄に、いつから確認ができていないか記載する。

※確認ができた場合、速やかに教育支援課に報告する。

「危険箇所点検」の実施について

- 1 実施期間 小学校： 令和6年5月20日（月）～6月14日（金）
 中学校： 令和6年6月24日（月）～7月19日（金）
 ＊学校の実情に応じて期間中に実施してください。

2 実施手順

<各小学校>

- (1) 各小学校に、昨年度報告された「危険箇所の一覧表」を送付します。
- (2) 一覧表に示されている箇所で、現時点までに改善された箇所については朱書き見え消し（一本線）で示してください。
- (3) 新たに危険が認められる箇所について、一覧表へ記入してください。

＊ (2)、(3)の内容については、実際に現地を確認したり、学校運営協議会や見守りボランティア、PTA等の方々から御意見をいただく等して点検を実施してください。

＊ 一覧表には、中学校から報告された危険箇所も含まれています。

- (4) 新たに記載した箇所については、場所が特定できる地図を添付してください。

＊ 住宅地図、HP上の地図など地図の種類は問いません。

- (5) 一覧表や地図等を教育支援課に提出してください。（6月14日締め切り）

<各中学校>

- (1) 小学校から報告された危険箇所の一覧表を送付しますので、中学校として危険箇所に加える必要がある箇所を一覧表に記入し、教育支援課へ報告してください。（7月19日締め切り）

3 危険箇所点検の項目

- ① 昨年度、2回以上不審者情報が寄せられた箇所
- ② 雨天時に増水や冠水などで児童生徒の登下校に危険のある箇所
- ③ その他、児童生徒の登下校で大変憂慮される状況が見られる箇所
- ④ 児童が立ち入ることができる空き家や廃屋
- ⑤ 自転車の左側走行で危険が認められる箇所（中学校のみ調査）

※ 点検に際しては、「交通安全」「防犯」「防災」の観点で実施いただきますようお願いいたします。

4 各学校に送付する一覧表（例）について

＊昨年度、提出いただいた表を参考として送付いたします。

＊ゼンリン地図のページは、教育支援課所有のゼンリン地図に準じています。

「防災無線（デジタル）活用訓練」実施フローチャート

◆訓練実施日 令和6年6月17日（月）

10時50分 訓練「予告」放送 一斉通話
教育支援課 → 全小中学校

11時00分 「訓練放送」 一斉通話
教育支援課 → 全小中学校

<各学校> 「訓練放送」受信
ただちに、初動体制について図上訓練を開始

- ①連絡を聞いた職員は、メモを取り管理職へ報告
- ②管理職は、担当職員を交え児童生徒への対応を指示
- ③パトロール隊、自治会、学童保育、幼稚園など情報伝達先を確認

*訓練のため、パトロール隊等への実際の伝達は行わない。

<各学校> 初動体制確認後、ただちに対応内容をメールで報告
◇小中学校 → 「教育支援課」に報告

◇全小中学校から対応内容を確認後、訓練終了の連絡
教育支援課 → 全小中学校
*「防災無線」で連絡

令和6年度「鈴鹿市人権に関する作文」の募集について

1 目的

児童生徒が人権に関する作文を綴る活動を通して、自分自身や仲間のことを見つめ直す機会としたり、身近にある人権問題に気づき、解決に向けて行動する実践的な力をはぐくむ機会としたりする。さらに、作成した人権作文集を人権学習の教材として活用していくことにより、人権課題を共有し、ともに差別をなくしていこうとする仲間づくりをめざす。

2 対象 小学校は3年生以上、中学校は全学年

3 応募について

(1) 作文内容

- ① 社会にある人権侵害の事実や差別に立ち向かうたくましい人々、支え合う仲間などの姿を見つめたもの。
- ② 新聞、テレビ等のニュースや文学作品等で知った人権侵害の事実、人権を守ろうとしている人々の活動を見つめたもの。
- ③ 各校園の人権教育活動や人権学習を通じて考えたこと、気づいたことなどが表れているもの。

(2) 応募原稿

- ① 400字詰め原稿用紙(A4サイズ)を原則とする。
- ② 字数目安

学 年		字 数
小 学 生	3・4 年	600字(原稿用紙 1 枚半)程度
	5・6 年	1,000字(原稿用紙 2 枚半)程度
中 学 生		1,200 字(原稿用紙2枚半～3枚半程度)

(3) その他

- ① 作品は、該当学年の学級数をめどに応募してください。
- ② 学校から提出する段階で、誤字脱字や段落分け等について、作者(児童生徒)と確認して修正しておいてください。
- ③ 学校でとりまとめ、(様式1)「応募一覧表」を添えて、A4 サイズにコピーした作文を教育支援課に提出してください。返却は致しませんのでご了承ください。
- ④ コピーした作品には、題名・学校名・学年・名前を明記し、右上をホッチキスで留めてください。(紛失防止のため)

※chromebook を活用して作成したものを印刷し、提出していただくことも可能です。

提出の締切 令和6年9月6日(金)

4 鈴鹿市人権作文集について

(1) 掲載する作品〔代表作品〕の選考について

- ・人権作文集には、各学年5点程度(全体として35点程度)の代表作品を掲載します。
- ・代表作品の選出は、選考会を開催したうえで決定します。
- ・選考結果については、各校に通知します。(9月下旬を予定)

(2) 人権作文集の原稿について

- ・文中で登場する人物については、仮名を使用してください。
- ・学校を通じて、作者及び保護者の掲載承諾をお願いします。

(3) 人権作文集の配付について

- ・代表作品のデータは、鈴鹿市教育委員会事務局特設サイトへ掲載する予定です。(年度末を予定)

5 人権作文集の活用状況調査について

(1) 本年度の作文作成時での人権学習調査と昨年度の人権作文集の活用状況調査を行うことで、各校における人権作文を活用した人権学習の実態を把握します。

※ (様式2)「鈴鹿市人権作文集」活用状況調査表を提出してください。

提出の締切 令和6年9月6日(金)

(2) 昨年度、学校や学級の課題にあった人権学習の題材として活用した作品について、報告をお願いします。

※ 作文を活用した実践事例(人権学習指導案等)があれば、提出してください。

6 その他

- ・代表作品の中からさらに3点を選出し、市広報「広報すずか12月号」にて掲載するとともに、『じんけんフェスタ in すずか』(12/14、12/15)で朗読発表を行う予定です。

令和6年度「鈴鹿市人権問題啓発ポスター」の募集について

1 目的

基本的人権に対する意識の高揚と、一人ひとりの人権が大切にされる学校や社会づくりに向けて、小中学校で人権問題啓発のためのポスター制作に取り組むことにより、児童生徒の差別を許さない人権を尊重する態度の育成を図るとともに、ポスターを活用することにより人権啓発を推進する。

2 取組

◇校内の人権教育の取組の一環として、次のことに取り組む。

- ・学級における身近な人権課題や個別的な人権問題についての話し合い活動等を行い、差別を許さない仲間づくりや学校づくり、社会づくりにつなげる。
- ・人権尊重に向けた思いを発信していく取組として、ポスター制作の活動を位置づける。
- ・子どもたちの思いが十分に表現され、人権の大切さを訴えるオリジナリティーあふれる作品をめざす。

3 ポスター作成及び提出について

(1) 対象 市内小・中学校の児童生徒

(2) 表現内容

【小学校】

- ◆下記の様子の中に、差別を許さない仲間や学校が表現されているもの
 - ・友だちと楽しく遊んでいる様子を表した絵
 - ・仲間と一緒に活動している絵
 - ・その他、学校生活の中で、明るく楽しい様子を表した絵

【中学校】

- ◆下記の主題を強く印象づけるもの
 - ・差別を許さず、なくそうとする心
 - ・人権を尊重することの大切さ
 - ・支え合い、助け合う仲間
 - ・みんなが大切にされる明るい学校・社会

(3) 条件

▼自作未発表のものに限る。

- ・四つ切り画用紙で縦がき
- ・標語の有無、色の種類、色の数などは、自由（企業名等固有名詞は不可）

(4) 提出内容

- ① 各校の提出点数は、学級数をめどに提出してください。
- ② 提出作品の裏面右下には、学校名・学年・名前(ふりがな)・題名を明記した応募作品個票(様式C)を貼付してください。
※(様式C)は必要数分をコピーして使用してください。
- ③ 学校で作品を取りまとめ、所定の応募作品一覧表(様式A)と応募作品集計表(様式B)を添えて、教育支援課へ提出してください。

提出の締切 令和6年9月6日(金)

4 ポスター作品等の選考について

- ◆応募された作品の中から、ポスター作品(2点)・カレンダー作品(12点)・入選作品(50点程度)を選考する。

○ポスター作品

- ・令和6年度の代表作品として、小学生1点・中学生1点をポスターとして印刷し、人権問題啓発のため各校や市内公共施設等に配付する。

○カレンダー作品

- ・カレンダー作品として12点を選考し、カレンダーを作成して各小校へ学級数分を配付する。

○入選作品

- ・各学年から5点程度を入選作品として選考し、ポスター作品やカレンダー作品とともに、市庁舎内の市民ギャラリーや「じんけんフェスタinすずか」にて展示予定。

※ポスター作品・カレンダー作品に選考された児童生徒には、作品に込めた思いについてコメントの提出を依頼することがあります。

5 その他

- ◆三重県人権センターが募集する『2024年度「人権」に関するポスター』は、後日案内が届きますのでご確認ください。

学校（施設）被害事故報告について

職員室、教室等への「侵入」や「盗難」、学校敷地内での「落書き」や「器物破損」等が発生した場合、下記のとおり対応し、報告書を提出してください。

人的要因による事故発生時の対応について

- (1) 現場を保存し、教育支援課へ早急に連絡する。
- (重大事故については、休日でもご一報ください。)
- (2) 学校長の判断により、警察へ通報を行う。

《記入例》

(宛先) 鈴鹿市教育委員会

鈴○学 第 号
令和 年 月 日

鈴鹿市立○○学校
学校長□□□□

学 校（施設）被 害 報 告

1. 被害発生日時 令和 ○年 ○月 ○日 () 午前○時○分ごろ
2. 被害箇所 西館1階 多目的室 北側
3. 被害の状況 窓ガラス破損5枚
4. 概要 ○月○日朝、○時○分、登校してきた職員□□が発見した。窓ガラスはソフトボール大の石が投げ込まれ、大きく割れていた。しかし、内部に侵入した形跡はない。
5. 措置 現場を保存し、教育支援課と鈴鹿警察署に電話で連絡した。被害状況証拠として、写真撮影をした。職員に被害の確認をさせたが、投石による窓ガラスの破損のみであった。

通学路変更届について

通学路の変更等がある場合には次の手順で教育支援課までご報告ください。

1 手順

- (1) 通学路等変更事例が発生
- (2) 児童が安全に登下校できる道路等を検討
- (3) 学校長が通学路として決定
- (4) 様式「通学路の変更について」の必要事項を記入

なお、別添資料として変更箇所を赤線で表示した地図を添付する。

- (5) 起案し、校長決裁を取る
- (6) 教育支援課に送付(支所便可)

2 その他

- 次のページの様式記入例を参考に記入をお願いします。
 - 事案が発生したら速やかに様式及び別添資料の提出をお願いします。
 - ご質問等は、教育支援課学校支援 G (Tel 382-9055) まで一報ください。
 - 通学路を変更する際には、地域、保護者等と十分協議の上、お願いします。
- また、通学路変更後は、学校通信等を活用し、保護者への周知もお願いします。

様式記入例

鈴〇〇第 号
令和 年 月 日

(宛先) 鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市立 学校
校長 印

通学路の変更について

本校の通学路について、次のように変更しますので、報告いたします。

記

1 変更場所

鈴鹿市〇〇町 1234-5 県道〇号〇〇線〇〇交差点から〇〇商店の前までの区間

2 変更理由

(例) 道路改修工事に伴い、通学児童の安全面を確保するため。

3 変更日時

令和 年〇月〇日下校時から

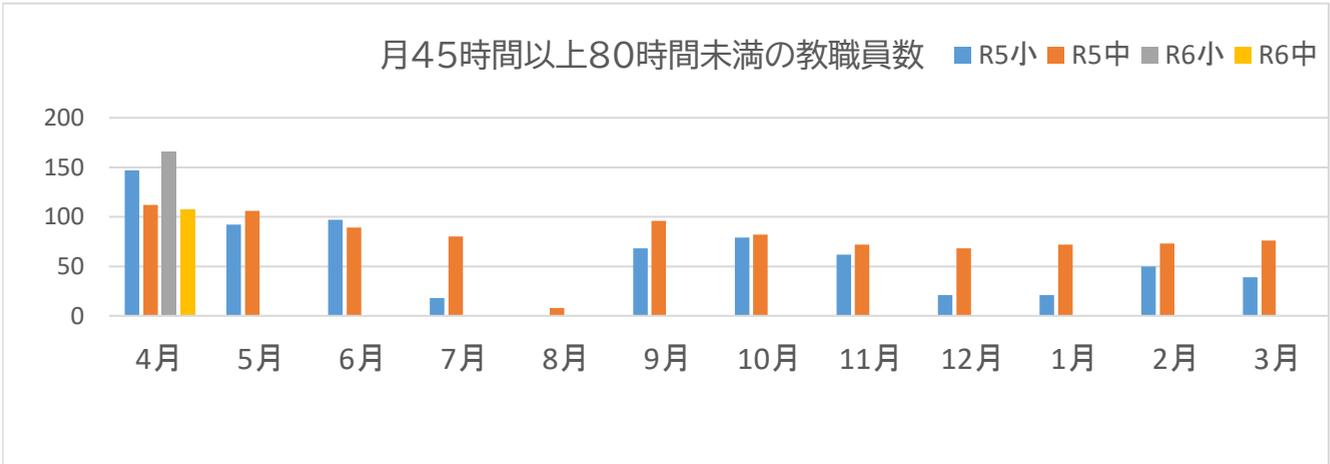
4 その他

別添 地図 (地図を添付して、変更箇所を赤線で表示してください)

学校における時間外労働の状況

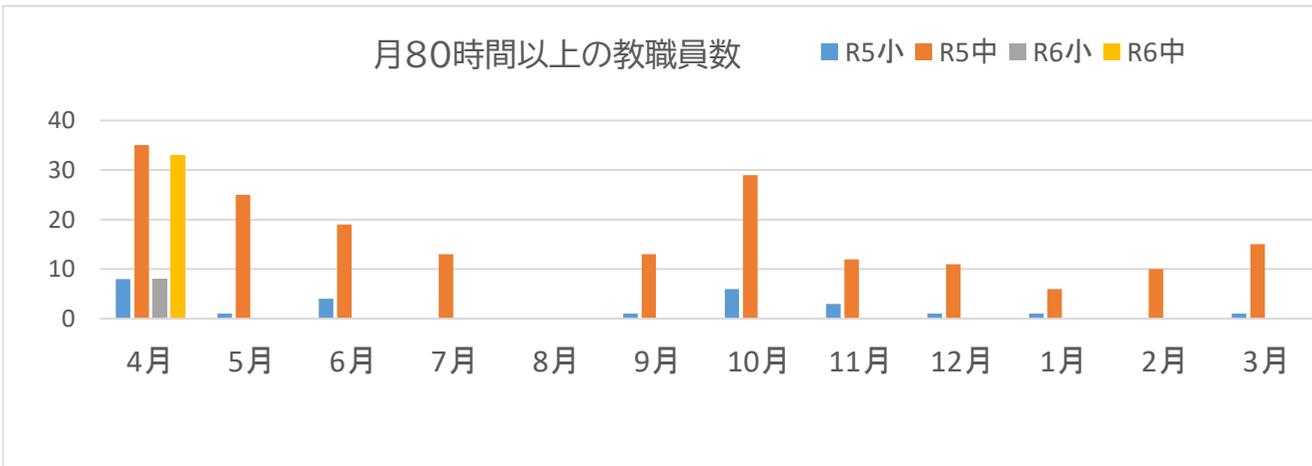
1 時間外労働の状況

(1) 月45時間以上80時間未満の教職員数



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R5小	147	92	97	18	0	68	79	62	21	21	50	39
R5中	112	106	89	80	8	96	82	72	68	72	73	76
R6小	166											
R6中	107											

(2) 月80時間以上の教職員数



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R5小	8	1	4	0	0	1	6	3	1	1	0	1
R5中	35	25	19	13	0	13	29	12	11	6	10	15
R6小	8											
R6中	33											

2 R5時間外労働(45時間以上)の主な要因

(1) 小学校

① 主な要因

要因	具体的要因	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
学校運営関係 (時間割、行事の見直しなど)	学校行事	0	0	15	0	0	12	12	10	0
	調査報告	6	1	2	1	0	2	2	1	2
	学級運営	53	5	8	5	0	0	5	3	0
	分掌業務	44	17	12	1	0	6	7	9	0
	その他	2	2	1	0	0	2	1	1	1
学習指導関係 (教材研究、学習保障のための補習など)	教材研究・授業準備	44	59	44	6	0	35	49	32	1
	テスト作成・採点業務	0	2	13	1	0	0	1	1	13
	課外授業・補習授業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	1	1	1	0
児童生徒の生活 指導等関係 (含不登校対応)	不登校への対応	0	0	1	1	0	1	0	1	0
	問題行動への対応	0	3	6	3	0	5	3	1	3
	家庭訪問	1	2	0	0	0	3	1	1	1
	保護者対応	1	3	1	1	0	2	1	2	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	1	0
部活動指導 関係	平日の部活動	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休日の部活動	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	健診準備	1	0	0	0	0	0	0	0	0

② 課題と改善策

昨年度「学校における働き方改革の推進に係る取組状況調査票」の結果によると、小学校においては特に「教材研究・授業準備」「分掌業務」「テスト採点業務」「学校行事」が主な要因となっています。

◆ 教材研究・授業準備 ◆ 分掌業務

- ・ 研修会や日々の授業に向けて学年会を開き、研究・準備に多くの時間を割いている。
そのため、学年会終了後(勤務時間外)に各担当業務に当たることになる。
→ 事前に時間や終了時刻を決めて会議を開き、限られた時間の中でできる範囲内で取り組む。

◆ テスト採点業務

- ・ 採点業務やデータ入力の計画性が弱く、勤務時間内に終わりきらない。
→ 学期末に向けた見通しを持った学習計画を立てる。
→ データ処理のICT化への移行を検討する。(例:らくらく採点ペン)

◆ 学校行事 ◆ 分掌業務

- ・ 複数の行事を担当したり、1人で抱え込んだりする場合がある。
→ 声を掛け合い、場合によっては複数体制で業務にあたる。
→ 年間計画を見直し、行事の時期を分散する。

(2) 中学校

① 主な要因

要因	具体的要因	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
学校運営関係 (時間割、行事の見直しなど)	学校行事	6	20	11	1	0	15	19	2	1
	調査報告	3	3	1	1	0	1	1	1	1
	学級運営	6	3	2	3	0	4	1	0	6
	分掌業務	58	28	18	11	0	13	21	5	6
	その他	0	0	1	0	0	1	0	2	0
学習指導関係 (教材研究、学習保障のための補習など)	教材研究・授業準備	26	18	10	7	0	6	18	11	7
	テスト作成・採点業務	0	4	20	17	0	2	0	22	21
	課外授業・補習授業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	3	5
児童生徒の生活指導等関係 (含不登校対応)	不登校への対応	0	7	7	2	2	2	7	1	5
	問題行動への対応	15	18	9	8	0	8	9	2	4
	家庭訪問	7	5	5	8	2	5	7	10	2
	保護者対応	13	8	8	5	0	6	4	6	3
	その他	0	1	0	0	0	0	0	0	1
部活動指導関係	平日の部活動	0	0	1	1	0	0	2	2	0
	休日の部活動	10	10	13	22	5	39	17	11	10
	その他	1	2	1	0	0	0	0	0	0
その他	職場環境への適応	4	0	0	0	0	0	0	0	0
	進路指導用務	0	0	0	0	0	0	4	4	4
	人権フォーラム	0	0	0	0	0	0	0	2	0

② 課題と改善策

昨年度「学校における働き方改革の推進に係る取組状況調査票」の結果によると、中学校においては特に「分掌業務」「テスト作成・採点業務」「教材研究・採点業務」「学校行事」「休日の部活動」が主な要因となっています。

◆ 分掌業務 ◆ 学校行事

- 生徒の実態を踏まえて担当業務の改善・提案をすることに時間を要していた。
 - 限られた時間の中で、できる活動計画を立てる。
 - 全体計画において、余裕をもった提案をすることで、全職員が早期に共通理解できるようにし、各担当が見通しをもって準備に当たれるようにする。
 - 可能な範囲で担当教員の空き時間を揃え、打ち合わせを行えるようにし、放課後の作業時間を確保する。

◆ 教材研究・授業準備

- 配布プリントの作成、授業スライドの作成等に時間を要していた。
 - ICTを活用して、教材等を共有し、配布プリント、スライド作成等にかかる時間を短縮する。

◆ テスト作成・採点業務

- 中間・期末テストの採点に時間を要していた。
 - 採点時間の縮減。(例: デジタル採点システム(アンサー・ボックス・クリエイター)の活用)

◆ 休日の部活動

- 夏の大会に向けて、協会等の大会参加や練習試合が増える傾向にあった。
 - 夏の大会前であってもガイドラインを順守するとともに、大会参加について見直しを図る。

◆ 問題行動への対応

- 生徒や保護者に寄り添った指導を徹底したために、対応に時間を要していた。
 - 内容によっては、早急に関係期間との連携を図る。

各小中学校長 様

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

鈴鹿市立学校における新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う在宅勤務に関する要領等の改正について（通知）

本市では、職員の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で授業の改善や子どもたちと向き合う時間を確保しながら、日々の生活の質や職員としての人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、より効果的な教育活動を持続的に行うことを目的とした働き方改革に取り組んでいるところです。

昨年度は、留守番電話対応や部活動のガイドライン、外部人材の活用などにより、時間外労働時間については、一定の成果が見られました。一方、学年主任、研修長、進路指導主事など、特定の校務分掌を担当している職員の時間外労働時間が多くなる傾向が依然として見られます。

このような情勢の中、職員の多様な働き方を実現するため、令和2年6月23日付け「鈴鹿市立学校における新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う在宅勤務に関する要領」（鈴教学第819号）を「鈴鹿市立学校における働き方改革推進のための在宅勤務に関する要領」に改正しましたので、通知します。

ついては、所属職員に周知いただくとともに、授業等、学校運営に必要な業務が遂行できる体制を維持した上で、制度を適切に運用いただきますようお願いいたします。

1 主な改正内容

職員の多様な働き方を実現するため、在宅勤務制度を活用することができるよう、制度の趣旨や実施期間等の改正を行うもの（在宅勤務制度の内容や実施手続等に変更ありません）。

2 施行日

通知日から施行

3 添付資料

- (1) 鈴鹿市立学校における働き方改革推進のための在宅勤務に関する要領
- (2) 鈴鹿市立学校における働き方改革推進のための在宅勤務の運用について
- (3) 鈴鹿市立学校における働き方改革推進のための在宅勤務 Q&A
- (4) 【様式1】在宅勤務業務計画書兼報告書

※ 鈴鹿市立学校における働き方改革推進のための在宅勤務に関する要領【新旧対照表】

4 その他

在宅勤務の実施にあたっては、職員の服務規律の徹底を図り、市民からの信頼を損なうことのないよう十分に留意いただくようお願いいたします。

鈴鹿市立学校における働き方改革推進のための在宅勤務に関する要領

1 趣旨

この要領は、職員の多様な働き方を実現するとともに、感染症の拡大防止、台風等の災害による交通の遮断により通勤困難になった場合に備えることを目的として、ICT等を活用した自宅における勤務（以下、「在宅勤務」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

また、通知日から施行とする。

2 対象職員

在宅勤務の対象となる職員は、公立学校職員の給与に関する条例第2条第3項に掲げる職員のうち、次の各号に規定する職員とする。

(1) 在宅勤務を希望する全ての職員（ただし、所属において複数の職員から同時に申請があり業務に支障が生じる場合は、育児・介護を行う職員、妊産婦の職員、障がいのある職員を優先することとする。）

(2) その他、校長が感染症の拡大防止等のため在宅で勤務を行う必要があると認める職員

3 要件

在宅勤務は、次に掲げる要件を全て満たす場合にのみ行うことができる。

(1) 在宅勤務を行う職員（以下「実施職員」という。）が、円滑に在宅勤務を実施することができると認められること。

(2) 在宅勤務を行うことにより、公務の適正な運営に支障が生じないこと。

(3) 実施職員の業務内容が在宅勤務に適したものであると認められること。

4 実施単位

在宅勤務の実施単位については次のとおりとする。

(1) 在宅勤務の請求は、原則1日（休暇又は部分休業の時間等を含む。）単位とする。

(2) (1)のほか円滑に在宅勤務を実施することが可能な場合は、1週間を上限に複数日連続した請求もできるものとする。

5 実施場所

在宅勤務の実施場所は、実施職員の自宅とする。

6 服務

(1) 服務

在宅勤務の服務の取扱いは、自宅への出張とする。

(2) 勤務時間等

在宅勤務は、平日のみ実施とし、実施する日（以下「実施日」という。）の勤務時間及び休憩時間は、通常どおりとする。ただし、校長が認める場合はこの限りでない。

(3) 職務専念義務

実施職員は、勤務時間内においては、職務に専念するものとする。

(4) 休暇

実施職員が、勤務時間中に育児等を含む私用のため職務を離れる場合は、年次有給休暇、特別休暇等を取得するものとする。

(5) 時間外勤務

校長は、実施職員に対して、自宅での時間外勤務を命じないこととする。

7 在宅勤務の実施手続

(1) 口頭での事前了解，業務計画，旅行命令の承認

ア 実施を希望する職員は、原則として在宅勤務を実施しようとする日の3日前（土日祝日を除く）まで（同一年度に限る。）に、校長に口頭で、在宅勤務で行う予定の業務内容等を提示した上で、申出を行う。

イ 校長は、「3 要件」に照らし、在宅勤務の適否を判断し、職場内の体制等も踏まえ、適当と認められる場合は口頭で承認する。

ウ 実施職員は、在宅勤務を実施しようとする日の前日までに、在宅勤務業務計画書兼報告書（様式1）を校長に提出するとともに、自宅への旅行命令書を作成し、旅行命令の申請を行う。

エ 校長は、「3 要件」に定める要件に照らし、在宅勤務業務計画書兼報告書（様式1）の内容等を確認し、必要に応じ、内容、時間等について修正等を求めた上で、自宅への旅行命令を行う。

(2) 勤務の開始終了報告

実施職員は、実施日において、在宅勤務の開始時及び終了時に、電話、メール等により校長に業務の開始及び終了の報告を行う。

(3) 業務遂行状況の把握

校長は、必要がある都度、電話、メール等により、実施職員に業務の遂行状況を確認する。

(4) 業務報告

実施職員は、在宅勤務終了後、校長に、速やかに在宅勤務業務計画書兼報告書（様式1）を提出するとともに、成果等の報告を行う。

8 在宅勤務の変更及び取消し

在宅勤務の変更及び取消しを行う際には、次のとおりとする。

ア 実施職員は、在宅勤務の実施日等の変更や取消しを希望する場合は、速やかに校長に報告するとともに、必要に応じ、在宅勤務のための旅行命令の変更・取消についての申請を行う。

イ 校長は、アにより変更・取消の報告を受けた場合は、在宅勤務のための旅行命令の変更・取消を行う。

また、公務に著しい支障が生じた場合のほか、実施職員のサービス管理、業務の遂行状況、情報セキュリティの遵守状況等から在宅勤務の実施、継続が適当でないと認めるときは、在宅勤務のための旅行命令を取り消すことができる。

9 環境整備

実施職員は、自宅において業務の円滑な遂行に必要な空間及び環境の確保に努めるとともに、安全衛生管理については、自己の責任をもってあたるものとする。

10 情報セキュリティ対策等

(1) 禁止事項

実施職員は、在宅勤務を実施するにあたり、次に掲げる行為を行ってはならない。

①個人情報記載された文書等を自宅へ持ち帰ること。ただし、事前に校長の許可を受けた場合はこの限りでない。

②公務上の電磁的記録媒体を自宅へ持ち帰ること。ただし、事前に校長の許可を受けた場合はこの限りでない。

③業務上使用する端末として許可された端末以外を使用すること。

④外部に流出してはならないデータ等を職場以外で印刷又は複製すること。

⑤①により校長の許可を得て持ち帰った文書等を複写又は電子データ化すること。

(2) 遵守事項

実施職員は、前項に掲げる事項のほか、規定されている鈴鹿市教育情報セキュリティ基本方針、勤務先以外での許可された教職員用端末の取扱いに関する留意事項及び個人情報の管理に関する事項を遵守しなければならない。

(3) その他

実施職員は、在宅勤務を実施するにあたり、業務の内容等が他者の目に触れないようにしなければならない。

1 1 経費の負担

次に掲げる費用は、実施職員の負担とする。

- (1) 在宅勤務のために要する自宅の光熱水費
- (2) 実施場所の環境整備に要する費用
- (3) 在宅勤務時の通信に職員個人の電話を利用した場合は、その利用料金
- (4) その他、市が負担することが適当でない費用

1 2 その他

この要領に定めるもののほか、在宅勤務の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和2年4月24日から施行する。

附則

この要領は、令和2年6月23日から施行する。

附則

この要領は、令和5年7月20日から施行する。

(宛先) 学校長

学校教育課長

令和6年度刈り草ごみの収集について（通知）

このことについて、令和6年度刈り草ごみの収集について、下記のとおり実施しますので、内容を御確認の上、廃棄について御協力をお願いします。

記

1 期 間

令和6年6月1日（土）から令和6年11月30日（土）まで

2 内 容

- (1) ごみ袋は、可燃ごみの袋になります。ほかの可燃ごみ等とごみ袋はいっしょにせず、刈り草ごみだけでまとめてください。
- (2) 刈り草ごみは、必ず土などを取り払ってから廃棄してください。土などが付着していた場合、収集していただけません。
- (3) 学校で草刈をして大量に廃棄する場合は、事前に学校教育課までお知らせください。
なお、PTA や地域での奉仕作業による刈り草ごみは、収集していただけません。
- (4) 上記期間外は、収集していただけませんので、従来どおり学校での廃棄をお願いします。
- (5) 刈り草ごみを収集していただけなかった場合は、速やかに学校教育課まで御連絡ください。
- (6) 刈り草ごみを廃棄した学校は、月末までに、別添の廃棄量報告書を学校教育課へ提出してください。（メール・FAX どちらでも可）

事務担当

学校教育課 学事保健グループ 中村

Tel 382-7618 Fax 382-9054



◇**個人のスマホによる児童生徒の撮影の禁止！**

◇**ネットへの書き込み、職務に関する画像アップ等の禁止！**

◇**児童生徒及び保護者との私的なSNS等の禁止！**

※ 1つの軽率な行動が、学校や全教職員の信頼を失います。

※ 互いに声をかけ合い、職場から不祥事を根絶させましょう。

◇児童生徒数の正確な把握について

今年度、新入生の児童生徒数や性別に係る過誤が発生しています。中には、学区外通学申請の完了を確認しないまま、受け入れを行っていたケースも発生しています。ついては、以下のことに留意し、引き続き管理の徹底を図ってください。

1 正確な児童生徒数把握に向けた校内体制作り

【取組事例】

- 毎月20日に各担任が人数報告を行い、職員会議で各学年の人数一覧を配布し全教職員で確認を行う。
- 常に児童生徒数黒板等に着目するよう周知するとともに、標準学級数等に変動の可能性がある学年については視覚的に強調し、全教職員で確認する。

2 児童生徒数等報告書について複数の職員で確認する仕組み作り

【取組事例】

- 児童生徒数報告書等提出期日が近い文書を児童生徒数黒板に掲示し、転出入時に担当者を含む複数の職員で、理由を明記するとともにすぐに修正できるようにする。
- 児童生徒数報告書等提出期日前に、必ず複数の職員（校長、教頭、事務職員を含む）で転出入に関わる文書に照らして、変動理由（誰の転出入なのか）を明確にしながら確認する。
- 転出入により標準学級数等の変動の可能性が高い学年について、学年主任、学年担任等にも周知し、転出入の情報があつたときは、すぐに管理職に情報が伝わるようにする。特に1人学級（特別支援学級）の転出に注意する。
- 転出入等に関わる手続きについて、学校間での情報交換を密に取りながら進めるとともに、時系列を記録しておく。また、転出入等の手続きが完了するまで連絡を取り合うようにする。

<学校教育課が実施する児童生徒数報告一覧>

- 毎月 児童生徒数報告
- 調査 所属態様報告書（5月、9月、12月調査）
- 年度末 児童生徒数報告書（毎週金曜日FAX報告）

令和6年度 産業医担当分担体制

第1G		第2G		第3G		第4G		第5G		第6G	
令和6年度職員数											
鈴峰中	22	創徳中	44	神戸中	50	大木中	25	白子中	66	天栄中	33
白鳥中	24	平田野中	29					千代崎中	37	鼓ヶ浦中	27
椿小	12	牧田小	27	神戸小	41	玉垣小	50	白子小	25	合川小	11
鈴西小	14	旭が丘小	51	河曲小	31	桜島小	44	鼓ヶ浦小	13	天名小	12
深伊沢小	12	庄野小	18	石薬師小	16	長太小	21	愛宕小	22	栄小	13
庄内小	13	明生小	23	清和小	18	箕田小	16	若松小	19	郡山小	15
加佐登小	21	井田川小	13	一ノ宮小	29	飯野小	43			稲生小	45
										国府小	24
		旭が丘幼	7	神戸幼	6	玉垣幼	6			国府幼	9
						飯野幼	6				
調理場	78										
事業場	人数										
9	196	8	212	7	191	8	211	6	182	9	189

浜中健二 先生

冢田幸一 先生

萩原正芳 先生

水口正人 先生

富田 昌孝 先生

川西正芳 先生

鈴鹿メンタルヘルス
クリニック

冢田クリニック

すずかこころの
クリニック萩原内科

水口内科クリニック

富田内科

サンクリニック太陽の街

059-381-7771

059-388-8778

059-383-0011

059-387-0851

059-386-7768

059-372-0212